

重要事項説明書 (居宅介護用)

この「重要事項説明書」は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、愛知県の指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年愛知県条例第72号）の規定に基づき、当事業所の概要や提供するサービスの内容、契約を締結する前に知っておいていただきたいことを事業者が説明するものです。

1 居宅介護サービスを提供する事業者について

事業者名称	株式会社 Flourish
代表者氏名	代表取締役 太田 充
本社所在地 (連絡先)	愛知県愛知郡東郷町春木台一丁目 14 番地 21 電話番号:0561-56-3452 FAX 番号:050-3101-2693
設立年月日	令和6年4月9日

2 ご利用者へのサービス提供を担当する事業所について

(1)事業所の所在地等

事業所名称	訪問介護ステーションとまと
サービスの 主たる対象者	身体障がい者 知的障がい者 障がい児(18歳未満の身体障がい者及び18歳未満の知的障がい者) 精神障がい者 難病等対象者
愛知県 指定 事業所番号	居宅介護 2316300249号(令和6年9月1日指定)
事業所所在地	愛知県愛知郡東郷町春木台一丁目 14 番地 21
連絡先 相談担当者名	電話番号:0561-56-3452 サービス提供責任者 太田 久子
事業所の通常 の事業実施地域	東郷町、みよし市、日進市、豊明市、名古屋市（緑区・天白区に限る）
事業所が行なう 他の指定障がい 福祉サービス	重度訪問 2316300249号(令和6年9月1日指定)

(2)事業の目的および運営方針

事業の目的	支給決定を受けた利用者、及び障がい児に対し、適正な居宅介護等を提供することを目的とします。
-------	---

運 営 方 針	<p>① 訪問介護員は、利用者及び障害児が居宅において日常生活を営むことができるよう、心身の状況、その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、その他生活全般にわたる援助を行います。</p> <p>② 地域との結び付きを重視し、関係市町村、他の障害福祉サービス事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。</p>
---------	--

(3)サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	年中無休
サービス提供時間	年中無休

(4)事業所の職員体制

管 理 者	太田 充
-------	------

職 種	職 務 内 容	人 員 数
管 理 者	<p>1 従業者及び業務の管理を、一元的に行います。</p> <p>2 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。</p>	常 勤 1 人
サ ー ビ ス 提 供 責 任 者	<p>1 利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、障がい福祉サービスが適切に行われるようアセスメントを実施し、援助の目標を達成するための手順と所要時間を明確にした手順書を作成します。</p> <p>2 利用者又は障がい児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した居宅介護計画を作成します。</p> <p>3 利用者及びその同居の家族に居宅介護計画の内容を説明し、同意を得て交付します。</p> <p>4 居宅介護計画の実施状況の把握を行ない、必要に応じて居宅介護計画の変更を行います。</p> <p>5 指定居宅介護事業所に対する指定居宅介護の利用の申込みに係る調整を行います。</p> <p>6 居宅介護従業者(以下「ヘルパー」という)等に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行います。</p> <p>7 ヘルパーに対して、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達します。</p>	常 勤 1 人

ヘルパー	<p>1 居宅介護計画に基づき、居宅介護サービスを提供します。</p> <p>2 サービス提供後、サービスの提供日、内容、利用者の心身の状況等について、サービス提供責任者に報告を行います。</p>	6人以上
------	--	------

3 提供するサービスの内容と料金および利用者負担額について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類		サービスの内容
居宅介護計画の作成		利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた手順書を作成し、この手順書を元に居宅介護計画を作成します。
身体介護	食事介助	食事の介助を行います。
	入浴介助・清拭	入浴の介助や清拭(身体を拭く)、洗髪などを行います。
	排せつ介助	排せつの介助、おむつ交換を行います。
	更衣介助	衣服の着脱の介助を行います。
	身体整容	日常的な行為としての身体整容を行います。
	体位変換	床ずれ予防のための、体位変換を行います。
	移動・移乗介助	室内の移動、車いす等への移動の介助を行います。
	服薬介助	配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。
	自立支援の見守りの援助	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者と一緒に手助けや声かけ及び見守りしながら行う調理、配膳、後片付け（安全確認の声かけ、疲労の確認を含む。）を行います。 ○ 入浴、更衣等の見守り（必要に応じて行う介助、転倒予防のための声かけ、気分の確認などを含む。）を行います。 ○ ベッドの出入り時など自立を促すための声かけ（声かけや見守り中心で必要な時だけ介助）を行います。 ○ 自ら適切な服薬ができるよう、服薬時において、直接介助は行わずに、側で見守り、服薬を促します。 ○ 利用者と一緒に手助けや声かけ及び見守りしながら掃除、整理整頓を行います。 ○ 排泄等の際の移動時、転倒しないように側について歩きます。（介護は必要時だけで、事故がないように常に見守る。） ○ 車いす等での移動介助を行って店に行き、利用者が自ら品物を選べるよう援助します。 ○ 洗濯物を一緒に干したりたたんだりすることにより自立支援を促すとともに、転倒予防等のための見守り・声かけを行います。

	経管栄養	主治医からの指示書のもと、NG チューブや PEG から注入を行います。
	喀痰吸引	主治医の指示のもと、鼻腔口腔または気切部より吸引を行います。
生活援助	買物・薬の受け取り	利用者の日常生活に必要な物品の買い物を行います。預貯金の引き出しや預け入れは行いません。
	調理	利用者の食事の用意を行います。
	掃除	利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。ゴミ出しを行います。
	洗濯	利用者の衣類等の洗濯を行います。洗濯物の乾燥(物干し)、洗濯物の取り入れと収納、アイロンがけを行います。
	ベッドメイク	利用者不在のベッドのシーツ交換、布団カバーの交換を行います。
通院等介助	通院等又は官公署並びに指定相談支援事業所への移動(公的手続又は障がい福祉サービスの利用に係る相談のために利用する場合に限る)のための屋内外における移動等の介助又は通院先等での受診等の手続、移動等の介助を行います。	

(2)ヘルパーの禁止行為

ヘルパーはサービスの提供にあたって次の行為は行いません。

- ①医療行為
- ②利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④利用者の同居家族に対するサービス
- ⑤利用者の日常生活の範囲を超えたサービス(大掃除、庭掃除など)
- ⑥利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑦身体拘束その他利用者の行動を制限する行為
(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
- ⑧その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3)提供するサービスの料金とその利用者負担額について

提供するサービスについて、厚生労働省の告示の単価による利用料が発生します。

利用者負担は現在、サービス量と所得に着目した負担の仕組み(1割の定率負担と所得に応じた負担上限月額の設定)となっています。

定率負担、実費負担のそれぞれに、低所得の方に配慮した軽減策が講じられています。

※ 障がい福祉サービスの定率負担は、所得に応じて負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

負担上限月額等に関する詳細については、お住まいの市町村窓口までお問合せください。

利用料金の目安は、次表のとおりです。

提供時間 内容	30分未満		30分以上 1時間未満		1時間以上 1時間30分未満		1時間30分以上 2時間未満	
	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額
身体介護	2,653円	266円	4,186円	419円	6,082円	609円	6,931円	694円
	2時間以上 2時間30分未満		2時間30分以上 3時間未満		3時間以上 30分毎に加算		※3時間以上の場合には、30分を増すごとに83単位を加算 (1単位=10.36円)	
	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額		
	7,812円	782円	8,672円	868円	9,542円	953円		
提供時間 内容	30分未満		30分以上 1時間未満		1時間以上 1時間30分未満		1時間30分以上 2時間未満	
	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額
	2,653円	266円	4,186円	419円	6,082円	609円	6,931円	694円
	2時間以上 2時間30分未満		2時間30分以上 3時間未満		3時間以上 30分毎に加算		※3時間以上の場合には、30分を増すごとに83単位を加算 (1単位=10.36円)	
利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額			
7,812円	782円	8,672円	868円	9,542円	953円			
提供時間 内容	30分未満		30分以上 45分未満		45分以上 1時間未満		1時間以上 1時間15分未満	
	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額
	1,099円	110円	1,585円	159円	2,041円	205円	2,476円	248円
	1時間15分以上 1時間30分未満		1時間30分以上 30分毎に加算		※1時間30分以上の場合においては、15分を増すごとに35単位を加算 (1単位=10.36円)			
利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額					
2,849円	285円	3,222円	323円					
提供時間 内容	30分未満		30分以上 1時間未満		1時間以上 1時間30分未満		1時間30分以上 30分毎に加算	
	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額
ない(通院等介 護を伴 ない場合)	1,099円	110円	2,041円	205円	2,849円	285円	3,575円	358円
※1時間30分以上の場合においては、30分を増すごとに69単位を加算 (1単位=10.36円)								

※ サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅介護計画に位置づけた時間数によるものとします。なお、計画時間数と実際にサービス提供に要した時間が大幅に異なる場合は、居宅介護計画の見直しを行いません。

※ サービス提供を行う手順書等により、市町村が2人派遣を認めた場合は、利用者の同意のもとヘルパー2人を同時派遣しますが、その場合の費用は2人分となり、利用者負担額も2倍になります。

※ 利用者の体調等の理由で居宅介護計画に予定されていたサービスが実施できない場合、

利用者の同意を得てサービス内容を変更することができます。この場合、事業者は変更後のサービス内容と時間により利用料金を請求いたします。

- ※ 通院等のための乗車・降車の介助を行うことの前後に連続して相当の所要時間(20～30分程度以上)を要しかつ食事や着替えの介助、排泄介助など外出に際しての身体介護を行う場合には、「通院等介助(身体介護を伴う場合)」を算定します。
- ※ 「通院等介助(身体介護を伴う場合)」の前において、居宅における外出に直接関係しない身体介護(例:入浴介助、食事介助など)に30分～1時間以上を要しかつ当該身体介護が中心である場合には、通算して「身体介護」を算定します。
- ※ 介護給付費等について事業者が代理受領を行わない(利用者が償還払いを希望する)場合は、介護給付費等の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に介護給付費等の支給(利用者負担額を除く)を申請してください。

【加算項目】

- ① サービス提供の時間帯により下表のとおり料金が加算されます。(円未満の端数は四捨五入)

提供時間帯名	早 朝	昼 間	夜 間	深 夜
時 間 帯	午前 6 時から 午前 8 時まで	午前 8 時から 午後 6 時まで	午後 6 時から 午後 10 時まで	午後 10 時から 午前 6 時まで
加算割合	100 分の 25	/	100 分の 25	100 分の 50

- ② 事業所のとっている体制又は、対応の内容等により、下表のとおり料金が加算されます。(円未満の端数は四捨五入)

加算項目	利用料	利用者負担額	算定回数等
特定事業所加算(Ⅰ)	所定単位数 の 20/100	左記の1割	1 月につき
特定事業所加算(Ⅱ)	所定単位数 の 10/100	左記の1割	1 月につき
特定事業所加算(Ⅲ)	所定単位数 の 10/100	左記の1割	1 月につき
特定事業所加算(Ⅳ)	所定単位数 の 5/100	左記の1割	1 月につき
加算項目	利用料	利用者負担額	
福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位 ×417/ 1,000	左記の1割	1 月につき
福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位 ×402/ 1,000	左記の1割	1 月につき

	福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位 ×347/ 1,000	左記の1割	1月につき
	福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位 ×273/ 1,000	左記の1割	1月につき
福祉・ 介護職員等 処遇改善加算 (Ⅴ)	福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)	所定単位 ×372/ 1,000	左記の1割	1月につき
	福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)	所定単位 ×343/ 1,000	左記の1割	1月につき
	福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)	所定単位 ×357/ 1,000	左記の1割	1月につき
	福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)	所定単位 ×328/ 1,000	左記の1割	1月につき
	福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)	所定単位 ×298/ 1,000	左記の1割	1月につき
	福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)	所定単位 ×283/ 1,000	左記の1割	1月につき
	福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)	所定単位 ×254/ 1,000	左記の1割	1月につき
	福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)	所定単位 ×302/ 1,000	左記の1割	1月につき
	福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)	所定単位 ×239/ 1,000	左記の1割	1月につき
	福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)	所定単位 ×209/ 1,000	左記の1割	1月につき
	福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)	所定単位 ×228/ 1,000	左記の1割	1月につき
	福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12)	所定単位 ×194/ 1,000	左記の1割	1月につき

	福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13)	所定単位 ×184/ 1,000	左記の1割	1月につき
	福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(14)	所定単位 ×139/ 1,000	左記の1割	1月につき
加算項目		利用料	利用者負担額	算定回数等
緊急時対応加算		1,036円	104円	身体介護又は通院等介助(身体介護を伴う場合)に限る。 1回の要請につき1回、利用者1人に対し、1月に2回を限度とする
初回加算		2,072円	208円	初回月、1回のみ
喀痰吸引支援加算		1,036円	104円	1日1回加算
福祉専門職員等連携加算		5,843円	585円	90日間3回を限度として加算

※ 緊急時対応加算は、利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者が居宅介護計画の変更を行い、ヘルパーが居宅介護計画において計画的に訪問することとなっていないサービスを緊急に行った場合に加算します(対象となるサービスは、身体介護及び通院等介助(身体介護を伴う場合)に限ります)。

※ 初回加算は、新規に居宅介護計画を作成した利用者に対して、初回のサービス提供と同月内に、サービス提供責任者が、自らサービス提供を行う場合又は他のヘルパーがサービス提供を行う際に同行した場合に加算します。

③ 利用者の依頼により、利用者の負担上限月額を超えて事業者が利用者負担額を徴収しないよう、利用者負担額の徴収方法の管理を行った場合は、以下の料金が加算されます。

内 容	利用料	利用者負担額	
利用者負担上限額管理加算	1,554円	156円	1月あたり

4 その他の費用について

① 交通費	(運営規程の記載内容を記載)		
② キャンセル料	サービスの利用をキャンセルする場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。		
	24時間前までのご連絡の場合	キャンセル料は不要です。	
	12時間前までにご連絡の場合	1提供あたりの利用料の25%を請求いたします。	
	12時間前までにご連絡のない場合	1提供あたりの利用料の50%を請求いたします。	
※ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。			

③サービス提供にあたり必要となる利用者 居宅で使用する電気、ガス、水道の費用 ④通院等介助等におけるヘルパーの公共交通機関等 の交通費	の 利用者(お客様)の別途負担 となります。
--	------------------------------

5 利用者負担額及びその他の費用の支払い方法について

利用者負担額そ の他の費用の支 払い方法につい て	利用者負担額及びその他の費用について、サービスを利用した月の翌月15日までに利用月分の請求書をお届けします。サービス提供の記録と内容を照合のうえ、請求月の25日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 (ア)現金支払い (イ)利用者指定口座からの自動振替 (ウ)事業者指定口座への振り込み お支払いを確認しましたら、必ず領収書をお渡ししますので、保管をお願いします。 また、介護給付費等について市町村より給付を受けた場合は、受領通知をお渡ししますので、必ず保管をお願いします。
------------------------------------	--

※ 利用料、その他の費用の支払いについて、支払い能力があるにもかかわらず支払い期日から3月以上遅延し、故意に支払いの督促から 14 日以内にお支払がない場合には、契約を解約した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

6 担当ヘルパーの変更を希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により、担当ヘルパーの変更を希望される場合は、右のご相談担当者までご相談ください。	ア 相談担当者氏名 サービス提供責任者 太田 久子 イ 連絡先電話番号 (電話番号)0561-56-3452 同 ファックス番号 (ファックス番号)050-3101-2693 ウ 受付日および受付時間 (受付曜日と時間帯) 月曜日から金曜日 9時から18時 ※ただし、国民の休日、12月29日から1月3日は除きます。
--	---

※ 担当ヘルパーの変更に関しては、利用者等の希望を尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

7 サービスの提供にあたっての留意事項

(1) 市町村の支給決定内容等の確認

サービスの提供に先立って、受給者証に記載された支給量・支給内容・利用者負担上限月額を確認させていただきます。受給者証の住所、支給量などに変更があった場合は速やかに事業者にお知らせください。

(2) 居宅介護計画の作成

確認した支給決定内容に沿って、利用者及び家族の意向に配慮しながら「居宅介護計画」を作成します。作成した「居宅介護計画」については、案の段階で利用者又は家族に内容を説明し、利用者の同意を得た上で成案としますので、ご確認いただくようお願いします。

サービスの提供は「居宅介護計画」にもとづいて行ないます。実施に関する指示や命令はすべて事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者等の訪問時の状況や意向に十分な配慮を行ないます。

(3) 居宅介護計画の変更等

「居宅介護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。

また、サービス利用の変更・追加は、ヘルパーの稼働状況により利用者が希望する時間にサービスの提供ができないことがあります。その場合は、他の利用可能日時を利用者に提示するほか、他事業所を紹介するなど必要な調整をいたします。

(4) 担当ヘルパーの決定等

サービス提供時に、担当のヘルパーを決定します。ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数のヘルパーが交替してサービスを提供します。担当のヘルパーや訪問するヘルパーが交代する場合は、あらかじめ利用者に説明するとともに、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮します。

利用者から特定のヘルパーを指名することはできませんが、ヘルパーについてお気づきの点やご要望がありましたら、9頁に記載の相談窓口等にご遠慮なく相談ください。

(5) サービス実施のために必要な備品等の使用

サービス実施のために必要な備品等(水道、ガス、電気を含む)は無償で使用させていただきます。また、ヘルパーが事業所に連絡する場合の電話を使用させていただく場合があります。

8 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成 23 年法律第 79 号)」を遵守するとともに、下記の対策を講じます。

① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	太田 久子
-------------	-------

② 成年後見制度の利用を支援します。

③ 苦情解決体制を整備しています。

④ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

⑤ 虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置等を実施しています。

9 秘密の保持と個人情報の保護について

①利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<p>事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>○ 事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>○ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>○ 事業者は、従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
-------------------------	---

②個人情報の保護について	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で使用する等、他の障がい福祉サービス事業者等に、利用者の個人情報を提供しません。また利用者の家族の個人情報についても、当該利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で使用する等、他の福祉サービス事業者等に利用者の家族の個人情報を提供しません。 ○ 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるものの他、電磁的記録を含む。)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ○ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)
--------------	--

10 緊急時の対応方法について

- ① サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。
 - ② 上記以外の緊急時において、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合に、下記の対応可能時間に連絡を受けた際は、利用者の状態に応じて、必要な対応を行います。
- 連絡先:電話番号 0561-56-3452 (終日)

11 事故発生時の対応方法について

利用者に対する居宅介護の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。」

都道府県	市 町 村 名	愛知県
	担 当 部 ・ 課 名	福祉 障害福祉課
	電 話 番 号	電話:052-954-6291 FAX:052-954-6920

名古屋市 天白区	市 町 村 名	天白区役所
	担 当 部 ・ 課 名	保健福祉センター福祉部
	電 話 番 号	電話番号:052-807-3882 FAX:052-802-9726

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 三井住友海上火災保険株式会社

保険名 福祉事業者総合賠償責任保険

12 身分証携行義務

居宅介護従業者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

13 心身の状況の把握

指定居宅介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

14 連絡調整に対する協力

東郷町	市 町 村 名	東郷町
	担 当 部 ・ 課 名	福祉課 障がい福祉
	電 話 番 号	電話:0561-56-0732 FAX:0561-38-7932
みよし市	市 町 村 名	みよし市
	担 当 部 ・ 課 名	福祉福祉課
	電 話 番 号	電話:0561-32-8010 FAX:0561-34-3388
日進市	市 町 村 名	日進市
	担 当 部 ・ 課 名	介護福祉課障害福祉係
	電 話 番 号	電話:0561-73-1749 FAX:0561-72-4554
豊明市	市 町 村 名	豊明市
	担 当 部 ・ 課 名	障がい者福祉関係 地域福祉課
	電 話 番 号	電話:0562-92-1119
名古屋市 緑区	市 町 村 名	名古屋市緑区役所
	担 当 部 ・ 課 名	障害者福祉
	電 話 番 号	電話番号:052-625-3963 FAX:052-621-6841
名古屋市 徳重	市 町 村 名	徳重支所
	担 当 部 ・ 課 名	区民福祉課
	電 話 番 号	電話番号:052-875-2207 FAX:052-975-2215

居宅介護事業者は、指定居宅介護の利用について市町村又は相談支援事業を行うものが行う連絡調整にできる限り協力します。

15 他の指定障がい福祉サービス事業者等との連携

指定居宅介護の提供に当り、市町村、他の指定障がい福祉サービス事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

16 サービス提供の記録

- ① 指定居宅介護の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容、実績時間数及び利用者負担額等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。また利用者の確認を受けた後は、その控えを利用者に交付します。
- ② 指定居宅介護の実施ごとに、サービス提供実績記録票に記録を行い、利用者の確認を受けます。
- ③ これらの記録はサービス完結の日から5年間保存し、利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。
(複写等にかかる費用は実費を負担いただきます。)

17 指定居宅介護サービス内容の見積もりについて

契約に際して、利用者のサービス内容に応じた見積もり(契約書別紙)を作成します。

18 苦情解決の体制及び手順

- (ア) 提供した指定居宅介護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)

(イ) 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

【事業者の窓口】 訪問介護ステーションとまと サービス提供責任者 太田 久子		所 在 地愛知県愛知郡東郷町春木台一丁目 14 番地 21 電話番号:0561-56-3452 F A X : 050-3101-2693 受付時間:月曜日から金曜日 9時から 18時 ※ただし、国民の休日、12月29日から1月3日は除きます。
【公的団体の窓口】 愛知県社会福祉協議会		所 在 地 名古屋市東区白壁一丁目 50 番地 愛知県社会福祉会館内 電話番号 052-212-5515
愛知県 福祉福祉障害福祉課		所 在 地 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号 電話:0561-56-0732 FAX:0561-38-7932
東郷町	市 町 村 名	東郷町
	担 当 部 ・ 課 名	福祉課 障がい福祉
	電 話 番 号	電話:0561-56-0732 FAX:0561-38-7932
みよし市	市 町 村 名	みよし市
	担 当 部 ・ 課 名	福祉課
	電 話 番 号	電話:0561-32-8010 FAX:0561-34-3388
日進市	市 町 村 名	日進市
	担 当 部 ・ 課 名	介護福祉課障害福祉係
	電 話 番 号	電話:0561-73-1749 FAX:0561-72-4554
豊明市	市 町 村 名	豊明市
	担 当 部 ・ 課 名	障がい者福祉関係 地域福祉課
	電 話 番 号	電話:0562-92-1119
名古屋市 緑区	市 町 村 名	名古屋市緑区役所
	担 当 部 ・ 課 名	障害者福祉
	電 話 番 号	電話番号:052-625-3963 FAX:052-621-6841
名古屋市 徳重	市 町 村 名	徳重支所
	担 当 部 ・ 課 名	区民福祉課
	電 話 番 号	電話番号:052-875-2207 FAX:052-975-2215
名古屋市 天白区	市 町 村 名	天白区役所
	担 当 部 ・ 課 名	保健福祉センター福祉部
	電 話 番 号	電話番号:052-807-3882 FAX:052-802-9726

19 第三者評価の実施状況

実施している	<input type="checkbox"/> 実施していない
【実施日： 年 月 日】	【評価機関名： 年 月 日】
【結果の開示状況：	】

20 サービス提供開始可能年月日

サービス提供開始が可能な年月日	年 月 日
-----------------	-------

21 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

上記内容について、愛知県の指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年愛知県条例第72号）の規定に基づき利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	愛知県愛知郡東郷町春木台一丁目14番地21
	法人名	株式会社 Flourish
	代表者名	代表取締役 太田 充
	事業所名	訪問介護ステーションとまと
	説明者氏名	サービス提供責任者 太田久子

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所	
	氏名	

代理人	住所	
	氏名	(続柄)